

「学費補助金」（神奈川県の授業料補助）申請手續について

☆学費補助金とは

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。原則として、生徒・保護者等ともに神奈川県内に住所を有する者が対象となります。

令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」が227,100円未満の世帯、多子世帯は304,200円未満の世帯が対象となります。

高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金の申請はe-Shien（オンライン）にて行いますが、学費補助金の申請は期限までに学校へ申請書類の提出が必要となります。

【申請書類提出方法・提出期限】

レターパックライトを使用し郵送にて事務室に提出（窓口への提出は不可）

2025年7月18日（金） 必着

【宛先】

〒223-8524 横浜市港北区日吉4-1-2

慶應義塾高等学校事務室 学費補助金 担当

【申請書類について】 学校HPよりダウンロードしてください

a 学費補助金申請書

また、多子世帯に該当する者は「b 健康保険証貼付台紙兼扶養誓約書」の提出も必要となります。
多子世帯とは、23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※学費補助金のみ（高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金と併用しない）の申請の場合、保護者等の課税（非課税）証明書の提出も必要となります。

【基準税額・補助額】

基準税額は、2025年度（令和7年度）の額（2025年6月頃に通知された額）です。

各基準税額における補助額は、「神奈川県 学費支援制度申請のご案内（令和7年6月）」を参照してください。

【問い合わせ先】

〒223-8524 横浜市港北区日吉4-1-2

慶應義塾高等学校事務室 学費補助金 担当

平日：8:30～16:30（11:30～12:30および土日祝日は閉室）

E-mail：scholarship@hs.keio.ac.jp